

令和5年度事業計画について (令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)

我が国は、先ごろまで新型コロナウイルス感染症との厳しい戦いの最中にあり、交通・観光需要の減少等に伴い、関係事業者は未曾有の危機に瀕していました。また、豪雨や大雪・地震など自然災害の激甚化・頻発化や資源価格高騰等、内外の難局に直面しています。一方で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたGX、イノベーション創出や新規創業等に資するDXへの投資の加速、経済安全保障の強化、分散型国づくり等の新たな時代の課題にも適切に対応しなければなりません。

こうした現下の状況の中、国民の命と暮らしを守り抜き、未曾有の危機を克服するとともに、デジタル田園都市国家構想の実現等により新しい資本主義を加速させることが急務であり、令和5年度は「国民の安全・安心の確保」「経済・社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」の3点を柱に取り組みを進め、施策効果の早期発現を図ることとしています。

当協会では、福島県内の自治体が防災・減災を主流化した強靱なまちづくりだけでなく、都市のイノベーション創出強化・新たな都市再生の展開などについて推進していることを強く意識しつつ、豊かで活力あるコンパクトな地域づくりや持続可能な多極連携型のまちづくりを進めるため、公益財団法人として定款に定める「都市計画に基づく事業の促進と向上発展に努め、良質な市街地の形成を図り、もって公共の福祉に寄与する」ことを目的として、次の事業を実施します。

1 都市計画に関する調査・研究事業

県及び市町村、土地区画整理組合等が行う都市計画に基づく事業を支援するため都市計画に関する調査及び研究、情報提供等を行うとともに、ふくしまの未来を拓く県土づくりの新たな展開支援のため次の事業を行います。

(1) まちづくり構想の展開と実現に向けた総合支援

まちづくりに必要な情報の提供や交換だけでなく、関係機関との協議その他の協力を継続的に行うよう努め、まちづくりや地域づくりに必要な情報提供の活動を行います。

また、まちづくりに係る覚書や協定を締結し、市町村の都市計画及びまちづくりの支援を積極的に図ります。

(2) 土地区画整理事業研究会等への参加、情報収集

(公社)街づくり区画整理協会一部会(地方協会による組織)、各種セミナーに参加し、積極的な情報収集を行います。

(3) 専門図書の提供・貸出

協会が保有している土地区画整理事業や都市計画など、まちづくりに関する専門図書の最新版への更新を図るとともにデータベース化をすすめ、協会ホームページを通して利用者の利便性を高めます。

(4) 月刊誌「区画整理」の無償配布

土地区画整理事業等に関する記事を掲載している月刊誌「区画整理」を購入し、会員市町村に無償配布します。

(5) まちづくり等に関する情報の提供

情報収集により把握した都市政策や土地区画整理事業に関する最新の動向、各地域の最新情報や先進地事例などの情報提供を行います。また、新着情報の提供についても積極的に掲載するなどホームページ等を活用して発信力を高めます。

2 土地区画整理事業等に関する業務の受託及び支援事業

土地区画整理の専門的な技術者が不足している市町村や組合等が施行する土地区画整理事業等を円滑に推進するため、土地区画整理事業等に関する各種業務の受託・発注者支援、無償で対応する相談業務を積極的に行います。なお、土地区画整理組合への運営資金の無利子貸付事業については引き続き対応可能な体制準備を整えます。

(1) 土地区画整理事業の受託支援

県内の市町村等が実施している土地区画整理事業等を受託し、基礎調査から、事業・実施計画、測量・設計、換地計画・処分、登記、清算事務、事業法人の精算業務まで、トータルできめ細やかな対応をします。

(2) 都市再生・まちづくりの支援

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業を実施する市町村への支援だけでなく、用途の見直し、市町村都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定、都市再生整備計画等を受託するとともに、トータルマネジメントによる事業化の支援を行います。

(3) 相談・調査業務

土地区画整理事業等に関して寄せられる技術的な相談に対して、専門的な知識を有する職員を県内の市町村等の要請に基づき派遣し、技術的な助言のほか、協会顧問弁護士による的確な指導による迅速な解決を図ります。

(4) 土地区画整理組合への無利子貸付

保留地処分の遅れなどにより当面の運営資金が厳しくなっている土地区画整理組合に対し、無利子で貸付を行い支援できるよう準備を整えます。

(5) まちづくり推進団体等に対する活動費支援

本年度も、下記に示す事業活動等を実施する地域づくりやまちづくりを進めるNPO団体等の活動に対する支援を積極的に進めます。

- ① 地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色ある活動・事業
- ② 長期的展望にたって自主的・主体的に企画・実施するだけでなく市町村が関与し、コミュニティが目的を持ち内容が創意と工夫に富んでおり、地域の活性化に大いに貢献すると認められる活動・事業
- ③ 市町村が策定するまちづくり計画（総合計画・都市マス・立地適正化等）との整合性が図られている「地域づくり」や「まちづくり」と連携（関連）する活動・事業

(6) 市町村等に対するまちづくり支援

昨年度から、本格的にスタートした「まちづくりの事業化検討支援」を活用し、市町村が模索しているまちづくりの基本構想や事業化の検討を、市町村からの申請に基づき当協会が支援を必要と認めた地区において、協会が予備調査やプランニング等を行い積極的に支援し、事業化の可能性を模索します。

3 土地区画整理事業の普及・啓発事業

土地区画整理事業の理解を深め事業が円滑に促進されるよう、市町村や土地区画整理組合並びに一般住民に対する普及、啓発を図るため次の事業を行います。

(1) 区画整理事業貢献者の表彰

土地区画整理事業に著しい貢献のあった市町村職員や土地区画整理組合の職員等について協会理事長賞の表彰を行います。

(2) イベント等の開催

当協会が所掌する事業完了地区の現況をドローンにより静止画及び動画を空撮し、当協会が後日、事業成果のPRや都市再生の検討など様々なツールとして使用することを目的に始動する「(仮称)面的整備の見える化事業」を開始します。本年度は、ドローン空撮の申し出があった市町村（令和5年6月末日まで募集予定）からの撮影地区を選定し、ロケ・許可申請・撮影・編集・加工を行い、その後冊子の編纂やホームページ等への掲載を実施します。

また、当協会が県内唯一のまちづくり公益法人であることが広く知れ渡り、利活用していただけるような活動を行います。

(3) まちづくり意識の普及・啓発

PR用カレンダー等を作成・配付し、ふくしまのまちづくりに対する意識を高めるような普及・啓発活動を引き続き行います。

4 土地区画整理事業等に係る技術者の養成事業

市町村が土地区画整理事業を円滑に実施できるよう市町村の担当職員を対象とした初任者研修会を開催します。また、市町村の都市政策に携わる職員の知識・技術の向上を図り養成するために必要な「都市政策や土地区画整理セミナー等」への参加助成を行う支援事業を実施します。

(1) 研修会の開催

(公社)街づくり区画整理協会が主催するWeb形式のセミナーを活用し、関係市町村の土地区画整理事業に従事する職員を対象とした「初任者研修」を開催します。

(2) 講習会・セミナー等を活用した技術者の養成支援事業

昨年度まで、土地区画整理事業に関する知識・技術の向上を図ることを目的として行っていた「(公社)街づくり区画整理協会等が主催するセミナー等への参加費助成事業」を、今年度から都市政策や土地区画整理事業等に関する知識・技術の向上を図ることを目的とし、市町村の都市政策に係る担当職員の養成を積極的に支援するため受講料・参加費の助成対象を「区画整理団体が主催する講習会・セミナー」へと拡充した、技術者の養成支援事業を行います。